

件名 さいたま市訪日外国人等実態調査業務

質問事項	回答
<p>仕様書に関して質問でございます。</p> <p>8. 成果物に関する権利の帰属等内に「(3) 委託者は、次の場合において、受託者と協議の上、成果物の全部又は一部を第三者へ提供できるものとする。」とありますが、モバイル空間統計は原則第三者へのデータ提供は不可となっており、提供する際は公開する範囲などをドコモ・インサイトマーケティング社へ都度確認が必要となります。</p> <p>公開する際に都度確認が必要なことは問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>